

韓国企業によるロシアの北方領土開発プロジェクトへの参加に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十六日

浜田和幸

参議院議長 西岡武夫殿

韓国企業によるロシアの北方領土開発プロジェクトへの参加に関する質問主意書

平成二十二年十一月一日、ロシアのメドベージエフ大統領は、我が国固有の領土である北方領土に上陸した。また、本年二月一日、ロシアのバサルギン地域発展相が北方領土に上陸し、当地において、韓国企業による北方領土開発プロジェクトへの参加を呼びかけていることを明らかにした。

このようなロシアの動きは、ロシアによる北方領土に対する実効支配を強化しようとするとするものである。

そこで以下のとおり質問する。

一 韓国政府は北方領土を我が国固有の領土と認識しているのか、それともロシア領と認識しているのか。

政府が把握している韓国政府の認識を明らかにされたい。

二 韓国政府が北方領土をロシア領と認識している場合、韓国政府が北方領土をロシア領と認め、ロシア政府が竹島を韓国領と認めるといった内容の韓国・ロシア間の協定の存否について、政府の把握しているところを明らかにされたい。

三 韓国企業がロシアの開発プロジェクトへの参加呼びかけに応じた場合、かかるプロジェクトへの参加に対する韓国政府の明示又は默示の支持があると考えられる。韓国企業がロシアの開発プロジェクトへの参

加呼びかけに応じた場合、日韓関係に悪影響が生じるのではないか。政府の見解を示されたい。

四 政府は、韓国企業がロシアの開発プロジェクトへの参加呼びかけに応じないよう韓国政府に対して働きかけをする予定があるのか。予定の有無及び予定がある場合の具体的な働きかけの内容を明らかにされたい。

右質問する。